

出雲市の児童クラブについて

出雲市 子ども未来部 子ども政策課

1 児童クラブとは？

児童クラブは保護者が就労等により昼間不在のため、児童の面倒を見ることができない家庭を支援するための施設です。また、基本的な生活習慣の支援や自由時間に安全支援等を行うことで、集団生活や遊びという様々な経験を通じて、児童の健全育成を図ることを目的としています。

私たちは、児童が健やかに育つために児童にとって最も良いことは、保護者と過ごすことだと考えています。このため、仕事が終わったら速やかに迎えに来ていただき、仕事が休みの日は児童クラブを休んで一緒に過ごすようにしてください。

2 運営について

「地域の子どもは地域で育てる」という考えのもと、市設置の児童クラブの運営は、地域の方が中心となって組織する運営委員会に委託し行っています。地域の状況はそれぞれ異なるため、運営方針については、児童クラブにより一部異なる部分がありますので、ご理解をお願いします。

3 対象となる児童（入会要件）

入会対象となるのは、原則として次の①～④のすべてを満たす児童です。

- ① 出雲市に住民登録していること（転入予定も含む）
- ② 児童が小学校に就学していること
- ③ 保護者（父母）及び同居する祖父母等の親族（75歳以上、18歳未満を除く）に次の事由があること（※同居とは、住民票上の世帯にかかわらず、同一住所地番に住む場合とします。）

- | | |
|---------------|---------------------|
| ・就労 | ・求職活動（90日以内に就労すること） |
| ・出産・産前休暇・産後休暇 | |
| ・技能習得・就学 | ・疾病・障がい等 |
| ・親族の看護・介護 | ・災害復旧従事 |

- ④ 児童クラブ保護者負担金に滞納がないこと

※小学校が長期休業中のみなどの短期間の利用はできません。

4 開設日時

- 開設日 月曜日～金曜日、土曜日
- 開設時間 放課後 下校時～18:00
土曜・長期休業 8:00～18:00

※日曜、祝日、お盆(8月13日～16日)、年末年始(12月29日～1月3日)は休所します。

※土曜日の開設については、各児童クラブによって異なります。

※一部の児童クラブでは、18:00～18:30までの時間延長(有料)があります。

5 児童クラブを利用するにあたってのお願い

(1) 児童クラブでの過ごし方

- ・生活の習慣づけや集団で生活するために、児童クラブでは様々な決まりや約束があります。決まりや約束を守ることの大切さについて、ご家庭でもお話をしてください。
- ・児童クラブで宿題をする時間を設けていますが、これは習慣づけが目的です。宿題の添削等は家に帰ってから保護者の方が行ってください。また、児童クラブは学校や学習塾とは異なるため、学習指導は行いません。
- ・児童クラブで過ごしているうえでトラブルが起きる場合もあります。職員が発見したり、児童から聞いたりしたものに関しては、その場で解決するように対応しますが、時にはご家庭で様子を見ていただいたり、保護者同士で話し合ってくださいなど、保護者のご協力をいただくことがあります。

また、職員の目の届かないところで発生したり、児童から言い出せなかったりすることもあります。ご家庭で様子がおかしいと感じたり、聞いたりしたときは、職員にお知らせください。

なお、児童クラブ外で発生した児童同士・保護者同士のトラブルについては対応しかねますので、ご了承ください。

(2) 送迎について

- ・児童クラブの開設時間内(18:00まで)に、原則、保護者がお迎えに来てください。お迎えできない場合は、親族等のお迎えや、ファミリーサポートセンターの利用などをお願いします。
- ・開設時間延長は、お仕事等でやむを得ず18:00までにお迎えに来ることのできない方への制度です。制度の趣旨をご理解のうえ、18:00までにお迎えに来ることができる場合は、必ず18:00までにお迎えに来てください。
- ・送迎の際、駐車場内や道中については十分にご注意ください。

(3) 災害時等の閉所について

- ・インフルエンザの流行や台風などで学校閉鎖となった場合、児童クラブも閉所します。また、土曜日や長期休業中の学校が休みの場合、児童の安全に配慮して、閉所とする場合があります。

(4) 土曜日・長期休業期間中について

- ・土曜日・長期休業中の開設時間は8：00～18：00です。開始時間(8：00)を守っていただくようお願いします。
- ・土曜日・長期休業中も保護者がお休みなど児童の面倒を見ることができる場合は、児童と一緒に過ごすようにしてください。
- ・土曜日・長期休業中の昼食についてはお弁当の持参を原則としています。児童クラブによっては、お弁当を注文することがあります。

(5) 事前連絡について

- ・連絡がないまま児童クラブに帰ってこない、途中で黙って帰宅してしまうなどがあると、職員は心配して捜します。児童の体調不良や家の都合等で児童クラブをお休みする際は、必ず事前に連絡をしてください。また、利用する日は児童クラブに帰ること、勝手に敷地外に出ないことをご家庭でもご指導をお願いします。

(6) 活動中の事故や怪我、器物等の破損について

- ・児童クラブの人数に応じて、複数名の職員が見ていますが、活動中の事故などを完全に防ぐことはできません。万が一事故のあった時は、次のような対応をさせていただきます。

① 応急的な処置をします。軽い怪我であれば、これで様子を見ます。

(お迎えの際に、職員から内容をお伝えします。)

② 怪我の程度により、保護者の方に連絡をし、お迎えをお願いする場合があります。

- ・活動中に児童が施設や備品などを破損させてしまった時、事情や理由を児童に確認し、保護者にお話しさせていただきます。故意に破損させた場合には、修繕等の費用を保護者に負担していただくことがあります。

6 注意事項

- 児童またはその保護者が、次のいずれかに該当する場合、入会不承認または退会や利用停止となる場合があります。

- (1) 入会要件に該当しないとき、または該当しなくなったとき。
- (2) 平日、小学校の授業終了後に、自ら児童クラブへ来ることができないとき。
- (3) 伝染病に罹患した、またはそのおそれがあると認められるとき。
- (4) 他の児童または職員に危害を加えた、またはそのおそれがあると認められるとき。
- (5) 著しい自傷行為があるとき。
- (6) 児童クラブ職員の指導に著しく従わないとき。
- (7) 保護者が児童クラブ保護者負担金を支払わないとき。
- (8) その他、児童クラブの管理運営上支障があると認められるとき。

7 入会の申込みについて

〈申込み方法〉

児童クラブで入会申請書を受け取り、必要書類と一緒に各児童クラブへ提出してください。

※入会できる児童クラブは小学校ごとに決まっています。

〈申込期間〉（令和8年度入会の一斉受付）

11月6日（木）～12月12日（金）

〈注意事項〉

児童クラブの受入可能な児童数を超える申込みがあった場合は、1～3年生を優先します。

また、1～3年生でも、児童クラブの受入可能な児童数を超える申込みがあった場合は、入会をお断りする場合があります。

8 利用料（月額）・減免制度について

〈保護者負担金〉

月額負担金 7,000円／月

延長負担金 100円／10分

※別途、おやつ代（月額3,000円程度）がかかります。

※延長については、実施していない児童クラブもあります。詳細は各児童クラブにお問い合わせください。

※保護者負担金は、日割り計算いたしません。また、退会手続きをされない場合（3月末での退会を除く。）、利用がなくても、保護者負担金が発生しますので、ご注意ください。

※児童クラブの運営に必要な経費の一部を利用料として保護者の方に負担していただいています。

1年間に児童クラブの基本的な運営に約4億円の経費がかかり、そのうち約1/2を保護者の方にご負担いただき、残りを公費（税金）で賄っています。

〈減免制度〉

下記のとおり減免制度があります。要件イ又はロに該当する人は減免申請書が必要となります。

※案内・申請書の配布は、当該年度の6月頃を予定しています。

※減免については年度更新のため、年度ごとに申請が必要となります。

※要件ハの「2人以上入会している世帯の2人目以降の児童」の場合、減免申請は不要です。

減免の要件	減免対象児童	月額負担金	延長負担金
イ. 生活保護法の規定による保護を受けている世帯	入会児童全員	0円	
ロ. 当該年度に納付すべき市町村民税所得割額が0円の世帯	① 1人入会世帯の児童、 2人以上入会している世帯で最年長の児童	5,500円	50円 ／10分
	② 2人以上入会している世帯で①以外の児童	5,000円	
	③ 3人以上入会している世帯で ①及び②以外の児童	4,000円	
ハ. 上記以外の世帯	2人以上入会している世帯の 2人目以降の児童	6,000円	100円 ／10分
	要件なし	7,000円	